

平成30年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第2日目（平成30年3月7日）

（午前9時55分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番酒井雅勝さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

議案第14号より議案第19号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第3 議案第14号より日程第8 議案第19号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

議案第14号から議案第18号までの補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議案第19号の補正予算は、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第14号平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億2,255万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,187万3,000円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

3款民生費5項児童福祉費、事業名、認定こども園整備事業、金額、2億7,861万3,000円。これは認定こども園の整備事業ですが、年度内の完了が見込めないことから、平成29年度事業の繰り越し事業として繰越明許するものであります。

第3表、地方債補正。

追加。

起債の目的、コミュニティセンター暖房設備事業、限度額530万円。これはコミュニティセンター暖房設備を改修する財源として地方債を借り入れするものであります。

同じく高速メタン発酵処理施設長寿命化事業、限度額100万円。これは砂川地区保健衛生組合が行う一般廃棄物処理施設の改修工事のうち、当市負担分の財源として地方債を借り入れするものであります。

なお、起債の方法は、ともに普通貸借または証券発行。利率はともに3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、ともに政府資金の貸し付け条件または借入先と協議して決定する。

次に、変更。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、補正前限度額820万円に5,890万円を増額し、補正後限度額を6,710万円に変更するものであります。本事業は、市町村の過疎計画に定められたソフト事業を対象とした過疎対策事業債であり、次年度以降のプレミアム付き商品券発行事業分として5,890万円を過疎地域自立促進特別事業基金へ積み立て、本年度分と基金積み立て分を合わせ6,710万円とするものであります。

同じく認定こども園整備事業、補正前限度額2億7,020万円に1億2,280万円を増額し、補正後限度額を3億9,300万円に変更するものですが、増額の理由は、対象経費の増

に伴う同意予定額の増であります。

同じく本町川沿線道路改良舗装事業、補正前限度額1,800万円に700万円を増額し、補正後限度額を2,500万円に変更するものですが、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく消防指揮広報車整備事業、補正前限度額720万円に120万円を増額し、補正後限度額を840万円に変更するものですが、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく公共土木施設災害復旧事業、補正前限度額1,080万円に800万円を増額し、補正後限度額を1,160万円に変更するものですが、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく臨時財政対策債、補正前限度額9,000万円から889万1,000円を減額し、補正後限度額を8,110万9,000円に変更するものですが、減額の理由は、普通交付税の算定に伴う同意予定額の減であります。

次に、議案第15号にまいります。

議案第15号平成29年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,760万円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、公共下水道事業、金額、120万1,000円。これは石狩川流域下水道組合の建設事業費に対する負担金で、同組合の建設事業の一部が翌年度に繰り越されることに伴い、当市の負担分を平成29年度の繰り越し事業として繰越明許するものであります。

第3表、地方債補正。

変更。

起債の目的、流域下水道事業、補正前限度額270万円から10万円を減額し、補正後限度額を260万円に変更するものですが、減額の理由は、精算による負担金の減額に伴う同意予定額の減であります。

次に、議案第16号にまいります。

議案第16号平成29年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,656万6,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第17号にまいります。

議案第17号平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,273万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億397万3,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第18号にまいります。

議案第18号平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,267万1,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第14号から議案第18号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げました。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく御願いたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、議案第14号から議案第18号までの補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたします。

今回の補正につきましては、各会計とも年度末における決算見込みに伴う増減調整が大半となっております。また、各所管に対し、より一層の経費節減に努め、繰越財源の確保を図るよう求めています。このため、決算では、ある程度の不用額が生じることが予想されますが、御理解を賜りたいと思います。

なお、予算の執行減や工事等の入札に伴う減額など、多少の減額補正の説明につきましては簡略することを御理解願います。

それでは、議案第14号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、17ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費9節旅費8万5,000円と13節委託料26万4,000円の減額補正は、議員旅費及び会議録調製委託料の執行減であります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費257万4,000円の減額補正は、嘱託職員、臨時職員の退職及び標準報酬月額の変更等に伴う減額で、11節需用費61万円の増額補正は、灯油単価の上昇による庁舎暖房用燃料費の増及び燃料費調整額等の増に伴う電気料の増であります。12節役務費55万円の減額補正は、郵便料、電話料の執行減であり、13節委託料8万8,000円の減額補正の内訳は、パソコン設定に係る電算委託料が10万8,000円の増と、廃棄処理委託料19万6,000円の減であります。18節備品購入

費59万6,000円の増額補正は、パソコン5台分の購入費用であり、19節負担金補助及び交付金16万7,000円の減額補正は、北海道市町村備荒資金組合への負担金の確定による減であります。22節補償補填及び賠償金9万円の増額補正は、消防演習参加者の転倒事故に係る入院保障保険金で、歳入の市民総合賠償保障保険収入と同額連動しております。25節積立金17億5,940万円の増額補正の内訳は、昨年12月に新たに設けました公共施設等整備基金への積立金が17億円、地方債補正で御説明いたしました過疎地域自立促進特別事業基金への積立金が5,890万円、歳入の寄附金と連動した歌志内ふるさと応援基金の積立金が50万円であります。

19ページをお開き願います。

2目企画費1節報酬148万6,000円と、14節使用料及び賃借料13万8,000円の減額補正は、地域おこし協力隊の中途退職による報酬及び建物借上料の減であります。8節報償費14万円の減額補正は、まちづくり講演会に係る講師謝礼の減で、19節負担金補助及び交付金52万3,000円の減額補正は、地域づくり活動支援事業補助金の執行減であります。

3目広報広聴費8節報償費12万5,000円の減額補正は、世帯数の減少による行政協力費の減であります。

5目車両管理費11節需用費70万1,000円の減額補正は、タイヤ等消耗品、ガソリン等燃料費及び修繕料の減であります。

6目財産管理費12節役務費13万4,000円の減額補正は、災害共済保険料の執行減であります。

21ページをお開き願います。

8目分収造林費13節委託料369万7,000円の減額補正は、冬期施業に係る作業道新設中止及び間伐業務の入札減であります。

10目代替輸送関連事業費22節補償補填及び賠償金238万6,000円の減額補正は、平成29年度代替輸送バス運行経費補償金の確定に伴う減で、12節定住促進費、19節負担金補助及び交付金155万円の減額補正は、定住促進事業の減であります。

13目諸費23節償還金利子及び割引料681万3,000円の増額補正は、精算に伴う平成28年度生活保護費国庫負担金等の返還金であります。

2項徴税费2目賦課徴收費7節賃金29万円の減額補正は、事務補助賃金の執行減であります。

次に、3項民生費1項社会福祉費3目障害福祉費20節扶助費411万9,000円の減額補正は、決算見込みに伴う障害者福祉サービス給付事業等に係る扶助費の減であります。

23ページをお開き願います。

5目医療福祉費12節役務費25万8,000円と、20節扶助費457万2,000円の減額補正は、各種医療費の受診件数の減に伴うもので、19節負担金補助及び交付金1,230万円の減額補正は、精算に伴う北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の減であります。28節繰出金66万3,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の繰出金でありますので、その会計のところで御説明いたします。

2項老人福祉費、25ページにまいりまして、1目老人福祉事業費11節需用費7万2,000円の増額補正は、灯油単価等の上昇による燃料費及び使用料の増に伴う電気料の増であります。12節役務費4万1,000円と、18節備品購入費5万7,000円の増額補正は、緊急通報システムの利用者の増に伴う機器設置手数料及び端末機の購入費で、13節委託料10

万9,000円の増額補正は、降雪量の増に伴う除雪委託料の増であります。

3目介護保険費7節賃金27万1,000円の減額補正は、保健師賃金の執行減で、13節委託料190万8,000円の増額補正は、重度利用者の増加と施設設備の老朽化に伴う修繕費等の増加によるデイサービスセンターへの指定管理委託料の増であります。19節負担金補助及び交付金1,062万6,000円の減額補正は、負担金確定に伴う空知中部広域連合負担金の減であります。

3項1目とも生活保護費12節役務費21万6,000円と、14節使用料及び賃借料68万円の減額補正は、レセプト管理システムの借り上げ時期の変更による利用手数料及びシステム借上料の減であります。20節扶助費1,167万8,000円の減額補正は、決算見込みに伴う生活保護費の医療扶助費等の減であります。

27ページをお開き願います。

5項児童福祉費2目児童福祉事業費19節負担金補助及び交付金22万6,000円の増額補正は、砂川市子ども通園センターの運営経費の増に伴う負担金の増で、20節扶助費864万3,000円の減額補正の内訳は、受給者数の減に伴う児童手当の減が349万5,000円、同じく児童扶養手当の減が422万円、利用日数の減に伴う児童福祉サービス等の減が92万8,000円であります。

3目保育所費7節賃金202万円の減額補正は、保育士及び助手賃金の執行減であり、13節委託料76万7,000円の減額補正は、決算見込みによる健康診断及び広域入所保育に係る委託料の減であります。

29ページをお開き願います。

4目認定こども園費11節需用費28万3,000円と、12節役務費1万2,000円、15節工事請負費7万6,000円の減額補正は、認定こども園の新築工事が年度内に竣工できないため、燃料費、光熱水費、電話料、除雪費を皆減とするもので、13節委託料182万5,000円の増額補正の内訳は、認定こども園新築工事の工期延長に伴う工事監理委託料186万8,000円の増と、電気保安委託料1万3,000円及び夜間警備等委託料3万円の減であります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費13節委託料534万円の減額補正は、健診受診者及び予防接種者の減少に伴う健康診断等委託料の減であります。

3目環境衛生費19節負担金補助及び交付金10万円の増額補正は、中村共同浴場の廃止に係る代替浴場施設の利用者増に伴う補助金の増であります。

2項清掃費2目ごみ処理費は、財源区分の変更であります。

31ページをお開き願います。

3項1目とも病院費28節繰出金3,000万円の減額補正は、病院経営健全化計画に基づく繰り出し基準額の減に伴う病院事業会計への繰出金の減であります。

次に、6款農林費1項1目とも農畜費11節需用費25万7,000円の減額補正は、ワイン用ぶどう試験栽培事業に係る車両燃料費の減、15節工事請負費62万6,000円の減額補正は、同試験栽培地のフェンス設置工事の入札減、16節原材料費83万円の減額補正は、補修用資材、苗木及び暗渠用資材の減であります。

2項林業費3目治山事業費は、財源区分の変更であります。

次に、7款1項とも商工費1目商工業振興費19節負担金補助及び交付金29万円の減額補正は、中小企業振興保証融資件数の減に伴う利子補給の減であります。22節補償補填及び賠償金187万9,000円の増額補正は、中小企業振興保証融資代位弁済金の増であり、定例

会資料の25ページに中小企業振興保証融資事業に係る代位弁済請求の取り扱いについて資料を掲載しておりますので、あわせて御参照願います。

本件につきましては、中小企業保証融資委員会の審査を経て、平成27年9月に有限会社木谷商店へ運転資金350万円を融資したもので、昨年9月7日に破産手続が開始され、9月25日より償還金の延滞が発生しております。これ以降、償還金の回収が困難となり、本年2月28日をもって6カ月が経過したことから、約定書の規定に基づき、北門信用金庫から市に対し代位弁済の請求があったため、予算措置するものであります。代位弁済額は187万8,518円で、内訳は、元金が184万4,000円、利子等が3万4,518円であります。

事項別明細書に戻りまして、4目公園費28節繰出金111万7,000円の減額補正は、市営神威岳観光特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

5目観光費19節負担金補助及び交付金27万9,000円の減額補正は、観光施設活性化推進事業の確定による補助金の減であります。

33ページをお開き願います。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費7節賃金18万7,000円の減額補正は、事務補助賃金の執行減であります。

2項道路橋りょう費2目道路維持費11節需用費200万2,000円の増額補正は、出動回数の増等に伴う除雪車両燃料費及び車両修繕の増並びに降雪量の増に伴うロードヒーティング等電気料の増であります。13節委託料1,090万1,000円の増額補正の内訳は、橋りょう点検委託の入札減が420万6,000円、降雪量の増に伴う市道等の除雪委託料の増が1,510万7,000円であります。

3項1目とも河川費15節工事請負費17万2,000円の減額補正は、若鍋川護岸改修工事の入札減であります。

4項都市計画費2目下水道費28節繰出金286万4,000円の減額補正は、市営公共下水道特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

4目都市計画費7節賃金60万円の減額補正は、一般作業員賃金の執行減で、13節委託料129万円の減額補正は、メモリアルパーク公園の清掃委託に係る入札減などであります。

次に、5項住宅費1目住宅管理費11節需用費158万3,000円の減額補正は、歌神二区地区の移転終了によるロードヒーティング及び共用灯の廃止等による燃料費、電気料の減で、12節役務費21万6,000円の減額補正は、スズメバチ駆除等手数料の執行減であります。

35ページにまいりまして、15節工事請負費108万3,000円の減額補正の内訳は、降雪量の増に伴う除雪の増が250万円、改良市営住宅に係る各種工事の入札減が358万3,000円あります。

2目住宅建設費13節委託料18万3,000円の減額補正は、耐震改修促進計画策定委託の入札減であります。

次に、9款1項とも消防費2目非常備消防費1節報酬4,000円の増額補正は、消防団員の昇格に伴う消防団員報酬の増であります。

3目消防施設費13節委託料21万8,000円の減額補正は、防火水槽除雪委託料の減であり、4目防災費は財源区分の変更であります。

次に、10款教育費1項教育総務費、37ページにまいりまして、1目教育委員会費1節報酬15万1,000円の減額補正は、教育委員の辞職による報酬の減であり、3目奨学費19節負担金補助及び交付金80万2,000円の減額補正は、対象生徒数の減による高等学校等

就学支援金の減が41万円、利用生徒数の減による遠距離通学費の減が39万2,000円です。

4目奨学金貸付費21節貸付金96万円の減額補正は、利用者の減に伴う奨学金貸付金の減です。

次に、2項小学校費1目学校管理費11節需用費55万7,000円の増額補正は、燃料費及び電気料の増であり13節委託料41万2,000円の減額補正は、貸切バス運行回数の減に伴うスクールバス運行業務委託料の減です。18節備品購入費161万4,000円の増額補正は、校内無線LAN環境の向上を図るための備品購入費です。

2目教育振興費13節委託料37万8,000円の減額補正は、市バス対応による学習サポートスクールバス運行委託の減であり、20節扶助費26万6,000円の減額補正は、申請者の減に伴う要・準要保護就学援助費等の減です。

3項中学校費1目学校管理費11節需用費44万9,000円の増額補正は、燃料費及び電気料の増です。

39ページにまいりまして、2目教育振興費7節賃金31万7,000円の減額補正は、心の教室相談員賃金の皆減であり、20節扶助費35万3,000円の減額補正は、申請者の減に伴う要・準要保護就学援助費の減です。

次に、3目外国青年招致事業費9節旅費33万円と、12節役務費9万1,000円の減額補正は、前任の外国指導助手に係る帰任旅費及び引っ越しごみの処理手数料の執行減です。

次に、4項1目とも幼稚園費18節備品購入費12万6,000円の減額補正は、職員用ノートパソコン2台分の入札減です。

次に、5項社会教育費4目コミュニティセンター費11節需用費72万6,000円の増額補正の内訳は、ボイラー燃料費の増が89万円、電気料の減が16万4,000円であり、13節委託料26万円の増額補正は、降雪量の増に伴う除雪委託料の増です。15節工事請負費70万3,000円の減額補正は、受電及び暖房設備改修に係る入札減です。

次に、6項保健体育費1目保健総務費13節委託料14万8,000円と、41ページにまいりまして、20節扶助費54万4,000円の減額補正は、執行減です。

3目体育施設費11節需用費42万6,000円の増額補正は、A重油単価の上昇によるボイラー燃料費の増であり、13節委託料16万1,000円の増額補正は、降雪量の増に伴う除雪委託料の増です。

4目学校給食費11節需用費56万7,000円の減額補正の内訳は、消耗品費と給食賄い材料費の執行減が39万6,000円と62万1,000円で、A重油単価の上昇によるボイラー燃料費の増が45万円です。

7項1目とも青少年対策費1節報酬55万6,000円、8節報償費6万8,000円及び9節旅費6,000円の減額補正は、青少年センター生徒指導専門員の退任による皆減となるものです。

2目児童厚生施設費1節報酬3万5,000円の増額補正は、児童厚生員の通勤費の増によるものです。

11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費2目一般災害復旧費は、財源区分の変更です。

43ページにまいりまして、12款1項とも公債費1目元金23節償還金利子及び割引料57万4,000円と、2目利子23節償還金利子及び割引料103万5,000円の減額補正

は、平成28年度債の利率確定に伴う減であります。

次に、14款1項とも職員費1目職員給与費2節給料465万3,000円と、4節共済費1,465万7,000円の減額補正は、決算見込みに伴うものであります。

15款1項1目とも予備費7,728万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、45ページから56ページは給与費明細書でございますので、御参照願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、7ページをお開き願います。

なお、歳入の説明に当たりまして、歳出の事業費の増減等と連動している部分につきましては、補正理由が重複するため、一部簡潔な説明といたしますので、御了承願います。

1款市税1項市民税2目法人1節現年課税分150万円の増額補正の内訳は、新規事業所の増などに伴う法人均等割の増が40万円、大口納税企業の申告額の増に伴う法人税割の増が110万円であります。

次に、4項1目とも市たばこ税1節現年課税分130万円の減額補正は、申告本数の減によるものであります。

次に、9款1項1目1節とも地方交付税3,192万円の増額補正は、普通交付税の増であります。普通交付税は18億6,192万円で交付額が決定されたことから、現行予算18億3,000万円に追加するものであります。なお、前年度に比べ1億3,585万6,000円、6.8%の減となっております。

次に、11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金3節児童福祉費負担金38万6,000円の減額補正は、児童数の減に伴う保育料一部負担金の減であります。

次に、12款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料1節誘致企業向け住宅料108万円の減額補正は、入居者の減に伴う使用料の減であります。

4目土木使用料3節住宅使用料300万円の減額補正は、決算見込みによる各種住宅料の増減であります。

5目教育使用料1節幼稚園使用料14万4,000円の減額補正は、児童数の減及び課税世帯の減に伴う保育料の減であります。

次に、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金から、9ページにまいりまして、13節児童扶養手当負担金までは、歳出の補正に連動したものでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、2項国庫補助金2目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金の減額補正につきましても、歳出と連動しておりますので、説明を省略させていただきます。

4目土木費補助金2節市営住宅交付金98万8,000円と、3節社会資本整備総合交付金534万3,000円の減額補正は、事業費の確定に伴うものであります。

次に、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金2節障害者自立支援給付費負担金から、11ページにまいりまして、12節中学生児童手当負担金までの補正理由は、国庫負担金と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

2項道補助金1目総務費補助金1節地域づくり総合交付金20万円の増額補正は、防災用備品に係る補助対象経費の増によるもので、2目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金から3目衛生費補助金1節保健事業費補助金までの減額補正につきましても、歳出と連動しておりますので、説明を省略させていただきます。

4目農林費補助金1節治山事業補助金20万3,000円の減額補正は、事業費の確定に伴

うもので、2節地域づくり総合交付金32万円の増額補正は、エゾシカ緊急対策事業の補助採択によるものであります。

次に、3項道委託金4目土木費委託金1節河川費委託金3,000円と、2節公園費委託金5万4,000円の増額補正は、対象事業費の確定による委託金の増であります。

次に、15款財産収入2項財産売払収入2目物品売払収入1節備品売払収入26万9,000円の増額補正は、不要となった大型バスの売払収入であります。

次に、16款1項とも寄附金1目1節とも一般寄附金393万1,000円の増額補正は、5件分の寄附金で、13ページにまいりまして、2目1節ともふるさと応援寄附金50万円の増額補正は、ふるさと応援寄附条例に基づく寄附金の増であります。

次に、17款1項とも繰入金1目1節とも財政調整基金繰入金15億2,000万円の減額補正は、財政調整基金の一部を公共施設等整備基金に積みかえるため、財政調整基金から繰入額を増額するもので、2目1節とも歌志内ふるさと応援基金繰入金75万円の増額補正は、平成28年度のふるさと応援寄附金の実収入額に連動するものであります。

3目1節とも過疎地域自立促進特別事業基金繰入金251万1,000円の減額補正は、代替輸送及び地域活動支援事業の事業費確定による繰入金の減であります。

18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,212万1,000円の増額補正は、平成28年度繰越金の残額を追加補正するものであります。

次に、19款諸収入3項貸付金元利収入4目1節とも奨学金貸付金収入14万4,000円の増額補正は、償還対象者の増によるものであります。

次に、4項1目1節とも分収造林費収入389万8,000円の減額補正は、事業費変更等による減であります。

5項雑入3目1節とも過年度収入3万4,000円の増額補正は、平成28年度の児童扶養手当給付費国庫負担金確定による追加交付であります。

4目介護サービス収入1節介護給付費収入30万円と、2節自己負担金収入20万円の減額補正は、利用回数の減によるものであります。

6目1節とも地域支援事業収入237万6,000円の減額補正は、空知中部広域連合からの配分額の減によるものであります。

8目雑入4節医療費附加給付金13万9,000円の減額補正は、対象医療費の減に伴うひとり親家庭分の減で、5節生活保護費返還金38万1,000円の増額補正は、決算見込みによる増であります。8節学校給食費保護者納入金58万2,000円の減額補正の内訳は、給食数の減に伴う現年度分76万5,000円の減と、決算見込みによる滞納繰越分の増18万3,000円で、9節建物総合損害共済収入154万7,000円の増額補正は、上歌及び東光改良住宅の強風による屋根破損等に係る共済金収入であります。12節雑入74万5,000円の減額補正の内訳は、金額の確定等による北海道市町村備荒資金組合配分金が16万7,000円の減、中空知広域水道企業団負担金が47万2,000円の減、北海道市町村振興協会助成金が25万円の増、その他雑入が空知中部広域連合からの国保加入者の各種予防接種負担金等の減により35万6,000円の減であります。15ページにまいりまして、13節市民総合賠償補償保険収入9万円の増額補正は、消防演習参加者の転倒事故に係る入院保障保険金であります。

次の20款1項とも市債につきましては、第3表、地方債補正のところでお説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました。次に、市営公共下水道特別会計の事項別

明細書につきまして御説明いたしますので、下水道の7ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1 款市営公共下水道事業費 1 項公共下水道事業費 1 目一般管理費 2 7 節公課費 1 3 4 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、消費税確定申告による増であります。

2 目公共下水道事業費 1 3 節委託料 1 3 0 万 8, 0 0 0 円と、1 5 節工事請負費 1 6 4 万 4, 0 0 0 円の減額補正は、沢町川浸水対策に係る調査設計委託料及び対策工事費等の入札減であります。1 9 節負担金補助及び交付金 1 7 万 8, 0 0 0 円の減額補正は、石狩川流域下水道組合の建設事業費の確定に伴う負担金の減であります。

次に、2 款 1 項とも公債費 1 目元金と 2 目利子は財源区分の変更で、3 款 1 項 1 目とも予備費 5 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

次に、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、5 ページをお開き願います。

1 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目 1 節とも下水道使用料 1 4 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、下水道使用水量の増によるものであります。

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目下水道事業費補助金 1 節社会資本整備総合交付金 5 0 万円の減額補正は、沢町川浸水対策工事等の入札減に伴うものであります。

次に、3 款 1 項とも繰入金 1 目 1 節とも一般会計繰入金 2 8 6 万 4, 0 0 0 円の減額補正は、歳入歳出予算の調整により、一般会計に繰り戻すものであります。

4 款諸収入 1 項 2 目 1 節とも雑入 1 7 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、石狩川流域下水道組合からの平成 2 8 年度分の還付金であります。

5 款 1 項とも市債につきましては、第 2 表、地方債補正のところで御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、市営神威岳観光特別会計補正予算の事項別明細書を御説明いたしますので、神威岳の 5 ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

2 款 1 項とも保養施設事業費 1 目保養施設運営費 1 5 節工事請負費 6 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、窓枠改修工事等の入札減で、1 8 節備品購入費 2 7 万円の減額補正は、施設備品の入札減であります。

5 款災害復旧費 1 項スキー場施設災害復旧費 1 目一般災害復旧費 1 5 節工事請負費 2 4 万円の減額補正は、センターハウス屋根改修工事の入札減であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

1 款 1 項とも繰入金 1 目 1 節とも一般会計繰入金 1 1 1 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、歳入歳出予算の調整により、一般会計に繰り戻すものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の 5 ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目広域連合負担金 1 9 節負担金補助及び交付金 1, 4 5 3 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、決算見込みに伴う空知中部広域連合負担金の減であります。

次に、4 款 1 項 1 目とも予備費 3 5 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

5 款 1 項とも基金積立金 1 目財政調整基金積立金 2 5 節積立金 4, 6 9 1 万 4, 0 0 0 円の増

額補正は、国民健康保険事業財政調整基金への積立金であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金83万2,000円の増額補正の内訳は、保険基盤安定分の減が59万3,000円、財政安定化支援事業費分の増が213万4,000円、人件費、事務費の減が70万9,000円であります。

次に、4款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金91万3,000円の増額補正は、平成28年度繰越金の残高を追加補正するものであります。

次に、5款諸収入2項1目1節とも雑入3,098万6,000円の増額補正の内訳は、平成28年度空知中部広域連合負担金の精算に伴う返還金が6,671万6,000円の増、その他雑入が3,573万円の減であります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

2款1項1目とも後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金16万9,000円の減額補正は、決算見込みに伴う後期高齢者医療広域連合負担金の減であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金16万9,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整により、一般会計へ繰り戻すものであります。

以上で、議案第14号から議案第18号までの各会計補正予算の事項別明細書につきまして説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） ー登壇ー

議案第19号平成29年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第2号中、年間患者数の既決予定量3万2,178人から867人増して3万3,045人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から1,324人増して1万9,574人に、外来患者の既決予定量から457人減して1万3,471人に改めるものであります。内訳につきましては、内科外来1万3,451人、小児科外来20人であります。

第3号中、1日平均患者数の既決予定量107人から1人増して108人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から3人増して53人に、外来患者の既決予定量から2人減して55人に改めるもので、患者数は、12月末の実績を勘案して調整するものであります。

第4号、主な建設改良事業中、イ、医療器械購入の既決予定量865万8,000円から40万円を減額して825万8,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款病院事業収益の既決予定額5億9,455万8,000円に726万5,000円を増額して6億182万3,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益の既決予定額から3,721万2,000円を増額して4億819万2,000円に、第2項医業外収益の既決予定額から2,994万7,000円を減額して1億9,363万1,000円に改める

ものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億1,426万1,000円から2,320万円を減額して5億9,106万1,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額から2,310万円を減額して5億8,371万2,000円に、第2項医業外費用の既決予定額から10万円を減額して714万9,000円に改めるものであります。

次ページをお開きください。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額918万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしたします。

収入では、第1款資本的収入の既決予定額2,121万1,000円から45万3,000円を減額して2,075万8,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項企業債の既決予定額から40万円を減額して640万円に、第3項他会計繰入金の既決予定額から5万3,000円を減額して132万9,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額3,033万9,000円から40万円を減額して2,993万9,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額から40万円を減額して906万5,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第5条に定めた企業債の限度額を補正するもので、表中の限度額680万円から40万円を減額して640万円に改めるものであります。

第6条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない費用を補正するもので、第1号、職員給与費の既決額3億6,580万4,000円から2,520万円を減額して3億4,060万4,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第8条に定めた一般会計からの補助金を「2億1,286万4,000円」から2,982万6,000円を減額して、「1億8,303万8,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、1ページをごらんください。

支出。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の2,520万円の減額内訳は、(給料)2節看護師給400万円の減、これは前年度退職した看護職員2人の後任を募集し、採用が内定しておりましたが、そのうち1名から辞退の申し出があったことと、年度途中で看護職員が退職したことにより、それぞれ後任の職員が採用になるまでの不在期間及び新規採用者の給料が予算計上していた額よりも安かったことにより減額するものであります。

(手当)6節看護師手当380万円の減は、先ほど看護師給で御説明いたしました看護職員退職後の後任の看護師が採用になるまでの間の扶養手当、期末手当、勤勉手当、住居手当、夜勤手当の減額分と、看護部門の時間外勤務手当の減額分であります。

2ページをお開きください。

9節賃金500万円の減、これは労務員賃金で、看護助手を募集するも、応募者がなかったことから、看護助手3名分の賃金を減額するものであります。なお、看護助手減員分の業務は総看護師長やパートの看護師で対応をしております。10節報酬560万円の減は、出張医師報酬では、医師の予期せぬ休暇に備えるため、予算を確保しておりましたが、予定していた日数よりも休暇をとらなかったことから、減額するものであります。嘱託職員報酬は、嘱託医師の突発的な宿日直の手当を見込んでおりましたが、支出がなかったことと、嘱託の看護師が年

度途中で退職し、後任が決まるまでの不在期間分を減額するものであります。11節法定福利費680万円の減は、採用を予定していた看護職員及び労務員の共済組合納付金等の減額分であります。

次に、2目材料費420万円の増額内訳は、1節薬品費の200万円の増は、入院患者の増に伴う薬品購入費の増であります。3節給食材料費の220万円の増は、入院患者の増による食材費や経管栄養の増であります。

次に、3目経費210万円の減額の内訳は、10節修繕費50万円の減は、建物等に係る修繕が少なかったことによる減であります。12節賃借料120万円の減は、在宅酸素濃縮器借上料で、当初3名分の予定でしたが、1人分の見込みにより減額するものであります。17節取替費40万円の減は、基準寝具取替費で、入院患者数60人分で予算計上をしておりましたが、1日平均入院患者数が53人で推移したことによる減であります。

次に、2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費3節一時借入金利息の10万円の減は、一時借入金がなかったことによる減であります。

次に、収入の説明をいたしますので、1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1節内科入院収益で3,205万8,000円の増は、入院患者数、診療単価が増となったことによるものであります。

次に、2目外来収益1節内科外来収益で415万4,000円の増は、外来患者数は減となるも、診療単価が増となったことによるものであります。

次に、3目2節ともその他医業収益で100万円の増は、勤医協神威診療所と勤医協上砂川診療所から患者さんのCT撮影の委託を受け、8月から実施したことによるものであります。

次に、2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の2,982万6,000円の減、この主なものは、不採算地区病院の運営に要する経費として、特別交付税、市立病院算入分の単価が1床当たり5万7,000円アップしたことにより420万5,000円の増と、医業収益の増により、病院事業収益をもって充てることができない経費3,161万8,000円の減などの増減により、一般会計繰入金を減額するものであります。

2目負担金交付金1節一般会計負担金の12万1,000円の減は、企業債利子の利子見込み額の減によるものであります。

次に、資本的収入及び支出を説明いたしますので、3ページをお開きください。

支出から御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目資産購入費1節器械備品購入費の40万円の減は、医療器械購入の入札減であります。

次に、収入の1款資本的収入1項1目1節とも企業債の40万円の減は、企業債対象事業費の入札減によるものであります。

次に、3項1目とも他会計繰入金1節一般会計繰入金5万3,000円の減は、建設改良費の資産購入費の入札減により、起債対象外費用を減額したことによるものであります。

次に、4ページから10ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、12ページをごらんください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純利益は、既決予定額より3,037万3,000円増加した654万9,000円となり、年度末の累積欠損金は8億3,336万6,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） ここで、10分間休憩いたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第 14 号平成 29 年度歌志内市一般会計補正予算（第 8 号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

湯浅礼子さん。

○1 番（湯浅礼子君） 補正予算（第 8 号）の 21 ページでございますが、10 款の代替輸送関係事業費の部分で、代替輸送バス運行経費補償金が 238 万 6,000 円減額補正されております。平成 28 年度におきましても、焼山線が通行止で 40 日間ということで減額補正された経緯がございますが、先ほどの内容につきまして、平成 29 年度確定に伴うことでという説明がございましたので、お聞きしたいと思います。

もう 1 点は、29 ページ、衛生費でございます。ここの予防費でございますが、健康診査事業、それから、母子保健事業、感染症対策事業の中の健康診断等委託料が 534 万円減額になっております。ここの部分では、歌志内市におきましては、本当に高齢化比率が高くなっておりまして、健康寿命を延ばすためのいろいろな部分で御努力されていると思いますが、この健康、予防ということはすごく力を入れていかなければならないと思いますので、このように大きな減額になっている部分について内容等についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私のほうからは、大体輸送バスの関係を御答弁をさせていただきます。

平成 29 年度の部分で、運休につきましては 123 日になります。ただ、一部運休もございますので、便数で言いますと、平年ベースの大体 47% ぐらい、ですから、減となったのが 53% 程度の運休と便数はなっております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 衛生費の予防に関する委託料の減額補正の関係でございますけれども、健康診査、母子保健事業、感染症対策事業とも、当初予算の中では対象人員を全員を見込んでいたという形での予算を計上しておりましたので、実績に伴って、対象者全員が受診という形にはほぼなりませんので、その部分での減額という形になったところでございます。なお、受診者の数につきましては、前年度より伸びた形の実績となっているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1 番（湯浅礼子君） 今、御説明がありましたが、代替の部分ですが、47% と御説明ありましたが、これは妥当な部分でしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 47% と先ほど言いましたのは、通行止で運行ができなくて、それしか運行できなかったということで、もう少し詳しく申し上げますと、代替輸送バスの関係につきましては、10 月から 9 月ベースで決算をしております。昨年で言いますと、10 月 1 日から 1 月 31 日、この部分につきましては完全に運休をしております、通行止でございますので。2 月 1 日から 4 月 2 日の部分、この部分につきましては、平日が 8 便運行すると

ころが4便減便となっております。4月3日から9月30日の部分、この部分につきましても、平日8便が5便となっておりますので、通行止の関係で3便減便となっております。実際に運行できなかったものですから、その部分が妥当かと言われましても、実際にはそれしか運行できなかったものですから、それに対する費用として、今回、補正をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 今の部分では、減便になっている部分ということで説明ありましたので、よくわかりました。

それと、もう1点の、済みません、予防のほうなのですけども、本当に伸びているというふうに言われましたよね。その部分、ちょっと詳しくお聞きしたいと思うのですが。

○議長（川野敏夫君） 湯浅議員に申し上げますけれども、今、3回目の質疑なのですがけれども、2回目の質疑で両方の質疑を述べていただかないと、2回目で、今の健康事業については了解したということになります。今回は発言を認めますけれども、今後、気をつけてください。

答弁、佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 健診項目を、全て対象者の増減で言いますと大変になるのかなと思いますので、雑駁な形での御答弁で申しわけございませんけれども、先ほど申し上げたとおり、予算につきましては、当初見込み数で、ある程度該当者数を割り出して見込んでいるものですから、実際、今のところの受診予定者数が、それぞれの健診項目において増減があって、予算よりは減という形での受診数になったことから、予算的には減額との予算になりましたけれども、先ほど申し上げたとおり、28年実績より、各種がん検診及び感染症等も、全てではございませんけれども、おおむねほぼ全体的な形の中で前年度より上回った形での受診数になっているということでございます。この辺については、予算とちょっと合致しませんけれども、予算自体については、対象者を全て当初見込んで予算計上しておりますので、その形ということで、御理解をいただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 1件聞きたいと思います。今回の補正予算で、課長が説明していただいた分で大体承知できるのですがけれども、各所管の職員の方々の方々の経費節減で、いろいろ経費を圧縮してくれているということで、この辺はやっぱり大変よく頑張っていたいただいてやっていただいたなと思っております。

一つ、ちょっと納得いかないというか、腑に落ちないところがありまして、民生費、こども園費の委託料、調査設計委託料187万円、これなのですけれども、今回、いろいろ協議会の中で話し合われて、説明を受けた中では、業者の落ち度が結構あるという話で、工期延長したいということで、工期延長になったのですよね。本来なら、2月28日で工期が終わって、4月1日から開園ということになっていけば、多分、この187万円という金額は出てこないと思うのですよね。それを、やっぱり市が負担をしてやらないとだめなのか、業者に大きな責任があって、業者に出してもらえないものではないのかなというふうにとらえる方々が多分多いと思うのです、住民の方々の中にも。やっぱりその辺、税金ですから、業者の責任があってこういうふうな期間が延びた、それでこの187万円が出てきたということになれば、やっぱり何で市がお金を負担するのかということをちょっと疑問がするのです。その辺、回答いただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 委託料の補正の件でございますけれども、本市と工事の企業体の契約の中に、41条の中に、履行遅延というのがございます。受注者の責めに期すべき理由により工期内に工事が完成できないという場合においては、発注者は違約金の支払いを受注者に請求することができるというふうになっております。ここでいう違約金は、契約上、合意形成がとれており、損害賠償額の性質を持っているというふうに解することができます。しかしながら、工事以外の委託料とか、設計管理の委託料、これがいただけるかといいますか、請求できるかは、法的な根拠、裏づけがあって請求できるものかなと思います。余りこういった事例がございませんので、事例等を調査しながら、法的な対抗ができるという根拠をとりながら請求しなければならないのかなと思います。今後は、この件に関しては調査して、請求できるものであれば請求という形になりますけれども、慎重に対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり市全体の予算から見て、187万円というのはそれほど大きい金額ではないと思うのですよね。ただ、さっき言ったように、各所管の職員さんがいろいろ経費を削って圧縮してくれたところで、こういった187万円という、本来なら出てこなくてもいいものが出てくるということは、やっぱり業者にきちんと責任をとってもらおうという、ちょっといろいろ法的なものもあるかもしれないのですけれども、やっぱり市からちゃんと、こういうふうなことが起きていますという説明をする責任は行政としてはあると思うのですよね。その辺、お答えしていただければありがたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御指摘のとおりだと思います。私たちも同様の思いを持っております。この件に関しましては、課長から答弁しましたように、やはりある程度のバックデータをそろえた上できちっと我々も根拠づけをしていかなければならないなというふうに思っています。この話、これだけの影響が出るということは、ジョイントの3社にきちっと私どものほうからお話をしております。この金銭的な委託料の関係だけではなくて、市民の皆さんに対する影響ですとか、こういうことはよく説明させていただいているつもりであります。ただ、今回のこの委託料については、管理委託をしている業者の方には何ら責任というか、我々、問うわけにはいかないの、スムーズに契約をした期間を超えてお願いしなければならないという部分については、やはりしっかりと我々は、その労務に対する対価というのは予定しなければならないかなと思って補正しているわけございまして、それと、今、議員がおっしゃる部分については、我々も十分認識しているつもりでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 議案第14号の32ページの7款商工費、項が商工費で目が商工業振興費ですね。この節区分22の補償補填及び賠償金の関係でちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、説明の中では、資料にもございますように、平成27年9月18日に融資の検査を受けて、350万円の運転資金が導入された、決定されたということで、今日に至って、要するに代位弁済をしなければいけないようなはめになってしまったと。

そんなことから、ちょっと質疑させていただきますが、過去にも代位弁済した経緯が何件かあります。それで、実は一般的に私も民間会社に勤めたときに、逆に倒産して責められた経験があります。当時、管理職という立場で、責められた立場にあったのですが、俗に言う市民感

情からしますと、今までの過去の経験というか、実態のもとに、要するに食い逃げされているのではないかという、言葉が余りいい言葉ではないのですが、そういう考え方をしている市民もいるのですよ、実際には。これは僕も適当な言葉ではないとは思いますが、感情的に見れば、そういう言葉で表現している市民もいると。

それで、結果は法人の責任なのですが、歌志内にとっては、結局、一生懸命努力はしていたものの、人口減少だとか、そういうことからこういうことになったのかなということも理解は、私自身はしているつもりです。ですが、やはり結果は結果としてとらえていきますと、実に法人的な部分だから、個人には責めがないということかもしれませんが、やはり法人の代表者イコール個人なのです。それで、個人的な、やっぱり道義的な責めというのは免れないと思うのです。そういったことから、やはりそういう点で、要するに行政として代位弁償する以上は、そこら辺の話し合いといいますか、対応というのか、これはちきんとされているのかどうかというものが一つあります。この点について、行政としてどう考えておられるのか。

それで、今までの返済、ちょっと計算してみると、53%ぐらい返済されているのですね、利息を除いて。残り大体47%というふうに、私、暗算でちょっとしてみたけれども、そんなような状態で、47%といえば、約半分に近い額なのです。そういった意味で、歌志内市も財政を切り盛りしながらやっている中で、それは中小企業の育成ということもわかりますが、やはりこういうことはないだろうということで保証人もなっているのだろうと思うのですが、万やむを得ない結果になってしまう。だけど、結果は結果として、先ほども話したように、今後の対応をどうするのだと、これがやはり市民に対する大きな答えを出していかないと、以前、石川さんとか、亀田さんとか、こういうのがありましたよね。この結果、今どうなっているのだという話も、議会にいまだに結果は、議会も聞かないから聞くことになっていないのかもしれませんが、やはりこういうことはまだ市民の中にあるのですよ。要するに、だからそういったことで、そうでなくても残った業者でも一生懸命頑張ってやっている業者もいるのです。そういうようなことを考えていくと、やはり今後の対応の仕方、管財人もいるだろうけれども、どういうふうな話を進めていくつもりなのか、この点が1点。この問題について1点です。

それから、2件目なのですが、42ページの教育費のところなのですが、節の区分の1、報酬のところ、青少年センター生徒指導専門員報酬55万6,000円が皆減という説明がありました。皆減ということは、この事業、せつかく指導専門員を置こうとした事業が、皆減ということは、最初からこの事業にかかわっていないのかということになるかと思うのです。事情があったにせよ、もしそうであれば、後任を置くとか、そういう努力をしたのかしないのか。せつかく予算設置して皆減となれば、やはりちょっと問題があるのではないかと。予算をやはり設けているわけですから、それなりの、その後やはり手立てをすべきだと私は思うのですが、この件が2件目です。この点について答弁いただきたいと思います、それぞれ。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 1点目と2点目、保証融資の代位弁済ということで、市内の歌神の事業所さんのほうに対して、今回、その件で北門信金のほうに代位弁済を行うことになってしまいました。資料のほうにもございますけれども、昨年8月、期限の利益を喪失して、半年たった2月末に信金さんのほうから請求が上がったということで、議員おっしゃられますように、これにつきましては、会社ということで、現在、破産に向けての手続きがとられているところでございます。前回の行政常任委員会でも簡単に御説明させていただきましたが、1回目の財産状況報告集会が12月にございまして、その間、途中経過ということでございますけれ

ども、現在、債権の集約に努めているということで御説明いたしまして、今回、3月15日に第2回目の報告集会というものが予定されておりまして、また私どもも出席いたしまして、12月以降の状況について確認をしていくというところでございます。あくまでも会社の破産ということでございますので、個人という部分には及ばないということが法的な部分なのかなということで考えてございます。

それで、本人とお話し合いを行ったことがあるのかということでございますが、この件につきましては、北門信用金庫さんのほうにお願いした中で、何度か接触はしたようでございますけれども、前向きといいますか、具体的な個人の部分に関しての話で進むということはないようでございます。ただ、これも北門信用金庫さんの情報でございますけれども、会社のほうの破産の手續が終了次第、個人の破産の手續に入ると、このような形で伺っているところがございます。

それから、2点目、今回の件、以前にもありました。何件か現在、事故処理という形で、代位弁済の部分について、処理、現状抱えているところがございますけれども、やはり以前、代位弁済というのは、それほど件数的にはなかったと。市の保証融資、独自制度ですので、商工会議所の会員さん、非常に利用しやすい制度、利子補給もあるということで、利用しやすいということで、使っていただいておりますが、ここ何年間の間でこういった代位弁済の部分が何件か発生しております。これにつきまして、中小企業の保証融資の委員会のほうにも、この件についてお諮りというか報告しまして、今後どういったことでこういったものをリスク回避できるのだろうかということで御意見をいただいているところがございます。それで、制度の見直しということをお話しして、こちらのほうから投げかけている部分はございますけれども、先ほど申し上げました、やはり市内の事業所さん、他の、例えば北海道信用保証協会つきだとか、そういった形の制度というものもありますけれども、なかなかそちらのほうの利用までは難しいのではないかと。今回、今の市の保証融資制度を現状維持すべきではないかということでお話を伺っております。ただ、やはりこういう状況が続きますと、市のほう、市民感情ということもございますけれども、やはり審査をきつくる、例えば融資の申込額満度に融資する形ではないだとか、保証人の追加だとか、そういった部分で、ちょっと審査をきつめるといような形の部分は必要だということで、確認はしているところがございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 青少年センターにおける生徒指導専門員の件でございますが、当初は前生徒指導専門員を継続して委嘱するというところで考えておりましたが、昨年2月ごろ、けがをされて入院されたことを機に、年齢が80歳ということでございますので、御家族と相談の上、3月末をもって退任したいという申し出があったものでございます。後任につきまして、私どもとしましては、当初、校長先生経験のある方、または地域に精通している方、また、中学校を退職されて、現在、生徒のことをよく知っている方などにお声をかけてきましたが、なかなかそれぞれの今後の生活プランがあるということで、御承諾いただけなかったものでございます。

また、生徒指導専門員につきましては、これまで昭和59年以降、5の方が担ってまいりましたが、当時とは生徒数の数が比較にならないくらい減少していること、また、市内で集まる場所ということであれば、今般、主にコミュニティセンターが中心であり、教育委員会としても見守りができる、また、地区補導員センターの皆様が定期的に情報もいただきながら、専門員を配置せずに学校においても生徒を見守りながら対応できるのではないかとということで今日に至っているものでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今、産業課の課長から答弁いただきました。私は、その委員会でも聞いておりました、3月の中旬ごろに債権者会議というか、また2回目、やるような話は聞いておりました。問題は、私、債権者が破産宣告に入る前に対応すべきではないかということをお願いしたいのですよ、行政として。破産宣告が入ってしまったら終わりですから、個人的にも。そのぐらいのことは、担当課長として御承知だと思っております。行政の方は皆さんほとんど私は承知だと思っております、財政課にしても。その前に手続、手順をして、何らかの形で対応して、押さえて、やはり少しでもマイナスにならないことを考えるのが行政だと思っておりますよ。それが市民に対しての、やはり姿を見せることになるのではないかと。それをなぜやらないで、管財人のやることをずっと見ていて、それで終わりですか。こんなことをやっていたら、幾ら市の財政が、それこそ豊かになってきたといっても、しょせん、よく考えたら、市民に対しての背信行為になってしまうのですよ、これ。やはりやることはきちっとやってから、こうなりましたというなら理解はできます。やはりその前に対応すべき法律的手段があるでしょう、破産宣告に入る前に。それが債権者の要するにやり方なのですよ、それをさせないために。法律というのはそういうふうにできていますから。そこら辺をなぜ考えなかったのか、不思議ではない。そういう対応の仕方というのは考えていないのですか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 今回の部分につきましては、私ども北門信用金庫さんのほうと詰めながら、対応について考えているところでございます。それで、3月15日の財産状況報告集会に出席しまして、現状についての把握を行います。その中で、今、話として出てきているのが、建物の関係について、大きな不動産がありますけれども、それらがどういった形で処分されるのかという部分について注目しているところでございます。その辺を踏まえまして、2回目の集会に出席し、状況を確認したことを踏まえまして、支払い督促という形で、これにつきましては裁判所のほうに送付をいたしまして、市といたしましては、今回につきましては重要に受けとめていますよと、状況によっては、裁判による事件解決という部分も含まれますよというふうな意思表示をする形で今考えているところでございます。そして、その辺につきましても、専門家のほうの考え方もお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 債権者として、やっぱりできるだけの最大限のことはやっておかないと、やはり市民に説明することができなくなってしまうと私は思うのですよ。やはりやることをしっかりやって、そして努力するのであれば、行政も努力しましたと、評価もしてもらえ。その辺をやはりきちっとやってもらうことが肝心だと私は思うのです。議会も何をやっているのだという、やはり個人的にも言われる場合も結構あります、いろいろなことで。やはりそういった意味で、しっかりと対応していただきたいと思っております。

それから、教育委員会のほうですが、努力したけれども、人材がいなかったということでございますけれども……。一たん座ってから挙手かな、3回目だけでも。

○議長（川野敏夫君） 谷議員も、先ほど言いましたように、2回目の質疑の中にその質疑は入っておりませんでしたので。

○5番（谷秀紀君） 1回座ります。

○議長（川野敏夫君） もうそれで3回目ですから、2回目に質疑がなかったことについては質疑できません。

○5番（谷秀紀君） わかりました。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 3点につきましてお伺いしたいと思います。

湯浅議員のほうからも質問がありましたように、代替バスということで、焼山線を通っているバス、その代替バスの料金ということで、通行止があったために便数が少なくなった、それでこの減額なのだという答弁でありました。ちょっとここで確認を含めて質疑をしたいのですが、それだけの関係でこの金額が少なくなったのか。これはたしか10月から始まって、翌年の12月、そのものが次の予算に計上されてくるというような内容のものだったというふうに記憶しております。たしか不確定要素のある前年度、その決算が次年度の予算になるということの説明を受けた経緯があるのですが、その関係で、29年度も前の金額で960万円という金額、今回は、今年度出てきたものが30年度のものになっていくということなのでしょうけれども、それだけのことでこの減額になったのかということをお伺いしたいと思います。

二つ目であります。29ページの認定こども園の経費であります。先ほどの質問にもありました、その補正の内容で、3月21日から7月20日までということで、常任委員会にたしか説明があったというふうに記憶しているのですが、その延長の関係で、今回の委託料、これが増額されますと。いろいろと相殺した結果、145万4,000円という金額が補正ということで計上されたのですが、これは7月20日まででございますので、新年度には繰越明許という、そんな形で継続されていくものだと思います。そのことにつきましての答弁をお願いいたします。

それと、次に、今、谷議員のほうから質問ありました、青少年センター生徒指導専門員報酬ということで、2月に退任されて、そのままの状態、誰もおられなかったということで、これが皆減というふうな話になっているという答弁でありました。この方の専門員の職務内容、これがどういう内容の方なのかということにつきまして答弁をいただければと思います。

以上3点でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 答弁、松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 1点目の代替輸送バスの関係について、私のほうから答弁させていただきます。

便数が減った部分だけの影響だったのかということでございますけれども、この部分につきましては、まず平年ベースでちょっと考えてみますと、乗車数が減っております。平成28年度は平均乗車密度というものが2.5人だったのでございますけれども、平成29年度は1.9人になっていきますので、平年ベースでいきますと収入が減ることになります。収入が減りますと赤字がふえますので、本来であれば赤字がふえるのですけれども、それ以上に運行していた日数が少なかったものですから、それで結果として赤字で補償する金額が少なくなったということで、要素といたしましては、赤字はふえておりますが、日数が減った部分が大きかったので、昨年より補償する金額が少なくなったということでございます。

こども園の関係の繰越明許の関係でございますが、これにつきましては、繰越明許ということでございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 生徒指導専門員につきまして御答弁申し上げます。

生徒指導専門員につきましては、主な目的としましては、青少年非行の増加傾向をかんがみ

ながら、問題行動のある児童生徒、または学校関係に対して有効な専門的な知識をもとに、非行防止を強化するという事で、目的として置かせていただいております。これまで専門員の方には、週2回ほど、教育委員会のほうに来ていただきまして、あわせて市内の巡回をしていただきながら、生徒の指導に当たっていただいたものでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの、まず一つ目の代替輸送バスの経費ということで、1.9人に人数が減ったということ、これも正直、そういったバスが運行しない時期ということになると、砂川と歌志内市との割合、それにも問題が発生してくるということで受けとめます。それがあがりながら、今回は通行止があったので、払う金額は減ったのだけれども、これから戻るといふことに関しては、さらにその金額が、砂川と歌志内市との割合を考えると、まだ悪化していくのだといふことの認識で、確認いたします。もしも間違っていたら訂正していただきたいと思っております。

それと、41ページの青少年対策費でございますが、はっきり言って、この方、心の相談員の方なのかなといふことで、今の答弁を聞きながら感じたところです。2月に退職されて、80歳の方、心の相談員という方でありまして、教育委員会のほうにも顔を出して、いろいろな情報を得る、あるいは中学校に、たしか何日か常駐していて、子供たちに対して、そして保護者に対して、若手の先生に対してもさまざまな助言をする、あるいは問題については対応するといふような方といふふうに記憶しております。そういった方が今おられない、ポジションはあいていっているといふことで、皆減といふことになっているのですが、今の歌志内市、確かに人数は減っています。そして、以前に比べるといふような言葉を使わせていただきますが、大変いい状況になっているといふ話も聞いております、小学校、中学校ですね。しかしながら、若手の先生に対する助言、あるいは、保護者に対することでも相談にのっているといふ先生といふふうに私は認識していますし、子供たちからは結構アイドル的な方でもあったような記憶がございます。そういった思いもあります。そういった方がおられたポジションに、今は誰も置かなくて本当に大丈夫なのか、あるいはこれからのことについて、そのことについてもしっかりと考えたもとに、今のままの状態が続いたのか、その二つにつきましての答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 代替輸送の関係の割合の関係でございますが、砂川市と歌志内市が支払い契約によって支払う割合という部分は、便数が減っても変わりはありませんので、その部分につきましては今までと同じということになります。ただ、今度、30年度の部分というのは、運休がなくなりますので、そういう部分でいきますと、割合は変わらなくても、年間の収支の赤字がふえますので、そういう部分でいきますと、今後、補填する額がふえる可能性はございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 今お話が、心の相談員といふことのお話でございますが、今、議員がおっしゃったとおり、やはり前任者の方が、やはり学校としては、本来は違うのですが、先生のほうの若手の先生たちの信頼という部分が厚かったといふことで、後任に当たっても、その辺も加味しながら、私どもとしても考えながら行っていたところですが、なかなかそういう人材がいなかったといふ部分でございます。また、現在の中学校におきましては、本来、心の相談員といふものは、やはり生徒の方々の皆さんのそういう支えになる部分、相談を受けながら対応するといふ存在でございますが、現在の中学校のほうにはスクールカウンセラーも

来ておりますので、今のところそのスクールカウンセラーの中でいろいろな対応ができていてということで、私どもとしましては、その辺についてはしっかり見きわめながら現在対応しているということでございます。

○議長（川野敏夫君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

引き続き、議案第14号について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 3回目の質疑であります。まず、代替バスの件でございますが、正直、今までも焼山線につきましては、2.5人という少ない乗車人数で走っているのだと。そして、膨大なお金がそこで消えてしまうのだという話がありました。そんな関係から、焼山線については根本的な考えを持って対処しなければならないのだという、そのときにお話があったわけでございますが、今回初めて1.9人という数字、改めて確認すると、それはもう絶対的に決定してやっていかなければならないのだと、それは何らかの形で違う方法を入れていかなければならないのだと、それについての考えがもうしっかり固まってしまったということで聞きたいと思いますが、それでよろしいのか、答弁をいただければと思います。

次に、先ほどから聞いております青少年センターの生徒指導専門員、ほかの方が今いるので、カウンセラー、そういった方がおられるので、このポジションについてはなくなるのだと、そういう人はもう配置しないのだというような内容で聞きますが、新たな方が、子供たちとの、あるいは先生との、親御さんとの、そのコミュニケーションなり相談なり、そういったカウンセラーを含めてということになるのでしょうかけれども、どのような形でやっているのかということをお聞きしたいと思います。どういう方なのか、そして、歌志内市との関係はどうか、あるいは、歌志内市だけの形でその方がポジションされているのか、あるいはいろいろと回ってあるく専門的な人なのか、あるいは何かしら学校の免許を持っていて、そういう免許を持った方で、コーディネーター、カウンセラーという免許を持っていた方で、専門性はさてどうなのか。そして今、歌志内市で、その方とのやりとの中で、どういったよいところが生まれてきているのか、その点につきましての答弁をお願いするところでございます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私のほうから、焼山線の関係でございますが、平均乗車密度が1.9人になったということで、絶対的な見直しをしなければならないのかということでございますが、そのとおりでございます。国のほうの補助というのがございまして、この部分につきましては、輸送量が15人未満ということになっております。平均乗車密度1.9人で計算いたしますと、これは14人ちょっとということで、15人を切りました。そうしますと、国庫の補助が受けられなくなりますので、今までと同じ赤字を出していますと、その部分、国からもらっていた補助の部分、この部分も補填しなければなりませんので、到底ちょっと難しいのかなというふうに考えておりますので、抜本的な見直しというか、前にもちょっとお話ししましたけれども、廃止に向けて、あとは時期の部分とかございますが、砂川市ともお話をさせていただいております。ただ、時期については、まだ決定はしておりません。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 御質問の中では、青少年対策費ということで、青少年センターの生徒指導専門員の部分ということで、それにリンクしてスクールカウンセラーのお話になってございますが、心の相談員についてはまた別な科目になるのですが、スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒の臨床心理に関しまして、高度の専門的な知識や経験を有する者をスクールカウンセラーとして中学校等に配置して、児童生徒へのスクールカウンセリング、また、教員、保護者への助言等を行いながら、児童生徒の心の悩みの深刻化や、いじめまたは不登校の問題行動の未然防止、または早期発見、早期対応を図るということで目的とされております。当市におきましても、今年度に入りまして、中学校において、やはり不登校気味の子供たちへの対応ということで、中学校のほうでも苦慮している部分を、このスクールカウンセラーの方が対応することによって登校されてきたという部分の実績がございますので、これについては非常に有効であるというふうに私どもとしてもとらえております。

以上です。

〔「答弁漏れがあります。常駐している、あるいは違う部署も回ってあるいている、そのことにつきましてもお願いいたしたいと思います。」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 巡回型ということで、常駐ではございませんで、週に数時間ということで、年間を通して学校を回っていただくということになっております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号平成29年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号平成29年度歌志内市宮神威岳観光特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第17号平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第17号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第18号平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第19号平成29年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号から議案第25号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第20号より日程第14 議案第25号まで一括議題といたします。

この件について、一括提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第20号から議案第25号まで、提案いたしました平成30年度歌志内市各会計歳入歳出予算につきまして、会計別にその概要を御説明いたします。

1、予算の総額は、一般会計40億8,000万円、市営公共下水道特別会計2億8,840万円、市営神威岳観光特別会計2,400万円、国民健康保険特別会計1億1,500万円、後期高齢者医療特別会計8,510万円、合計45億9,250万円。病院事業会計7億1,399万1,000円、総計53億649万1,000円であります。

一般会計及び特別会計の合計は、前年度当初に比べ4億3,790万円、8.7%の減であります。また、病院事業会計を含めた総計では、前年度当初に比べ3億6,850万9,000円、6.5%の減であります。

2、一般会計につきまして御説明いたします。

本年度の予算編成は、現在進めている歌志内市総合計画の基本理念であるみんなで創る笑顔あふれるまちの実現、さらには、歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点プロジェクトとして、集中的なまちづくりの推進を踏まえたものとしております。

今般、総合戦略の計画期間も折り返しの時期を迎えますが、人口の減少はとどまることを知らず、高齢化率も50%を超えようとしており、まち全体が限界集落になりつつある危機的な状況であります。

このため、総合戦略が目指すオンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にすまちなの実現を確実なものにするべく、子供を産み育てやすい環境の整備、魅力ある産業づくりと地域振興及び住民生活の安全確保と住民福祉の充実を基本としながら、事業の選択と集中によ

り、限られた財源を効果的に活用し、身の丈にあった健全な財政運営の推進を主眼に予算編成いたしました。

子供を産み育てやすい環境の整備では、ますます進展する少子化の波の中、幼小中の一貫した教育環境の確立に資する認定こども園の開園を初め保育料及び給食費の完全無料化を実施するほか、児童生徒の修学旅行費全額助成や、中学生の大学訪問事業、高等学校等就学支援、チャレンジキャンパスや、子育て支援ごみ袋支給事業、18歳までの子ども医療費無料化の継続実施などにより、子育て世帯への集中的かつ強力な経済的支援を行うと同時に、教育環境の充実を目指してまいります。

魅力ある産業づくりと地域振興につきましては、産業の多様化に向け取り組んでいるワイン用ぶどう試験栽培事業においては、苗木新植に伴う栽培面積の拡張を進めるとともに、圃場整備に向けた農機具の充実を図るなど、着実な事業推進に努めてまいります。

また、市民の健康増進に資することを目的とする温泉施設利用促進事業の充実を図るとともに、市民ニーズの高いプレミアム付き商品券発行事業や、道の駅を拠点とした観光情報発信事業への支援を継続実施してまいります。

住民生活の安全確保と住民福祉の充実につきましては、危険箇所の橋梁改修を実施するほか、消防の救助資機材の充実や、避難所へのLPガス発電機の配置、さらに、災害時の情報伝達確保のため、公衆無線LANの環境整備を図るなど、防災体制の充実を図るとともに、市営住宅の暖房・給湯設備の更新と、屋根無落雪化等を継続実施し、入居者負担軽減のため、新たに共用灯の電気料金を全額市負担とする一方、集約化に向けた解体除却を推進し、コンパクトで機能的なまちづくりを進めてまいります。

また、自己負担額を500円とするワンコインがん検診の継続や、妊婦健診の充実を図るとともに、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の無料化や、子供のインフルエンザ任意予防接種の全額助成を継続実施してまいります。

このほか、新たな事業としましては、小学校における情報を見きわめる力、論理的思考や創造性、問題解決能力などを育むプログラミング教育の実施や、子供を望む夫婦の経済的、精神的負担の軽減を目的とした不妊治療費及び交通費助成のほか、地域住民が必要とする生活支援、介護予防サービスの充実を目指す生活支援体制整備事業の開始にあわせ、保健福祉課内の地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを新たに配置するなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備を進めてまいります。

投資的事業としましては、ウタシュナイ及び中村8号線の道路改良舗装、小規模治山事業などを行い、平成29年度中に完了することができなかった認定こども園整備事業につきましては、繰越明許事業として実施いたします。

また、本年は市制施行60年という節目の年であり、炭都として隆盛を誇り、歴史を築き上げた先人たちの熱い思いを再認識し、各種記念事業を実施してまいります。

なお、予算総額は40億8,000万円で、前年度当初に比べ3億7,800万円、8.5%の減となりました。

以下、歳出につきましては、各会計予算資料、11ページ、第4表、一般会計歳出予算款別性質別分析表により、また、歳入につきましては款別にそれぞれ御説明いたします。

(1) 人件費は9億6,769万2,000円で、総額の23.7%を占め、前年度当初より815万4,000円、0.8%の増であり、この主な要因は、嘱託職員の退職等に伴う委員等報酬600万8,000円及び退職手当組合納付金423万5,000円の減と、平成14年度より独自削減を行ってきた議員報酬額を本則どおりとしたことによる議員報酬390万8,0

00円の増、職員給1,448万7,000円の増などであります。

主な内容は、議員報酬3,685万1,000円、委員等報酬5,009万7,000円、市長等特別職給与3,276万円、職員給6億840万8,000円、共済組合等納付金1億4,628万1,000円、退職手当組合納付金7,969万2,000円であります。

(2) 物件費は6億535万9,000円で、総額の14.8%を占め、前年度当初より262万1,000円、0.4%の増であり、この主な要因は、認定こども園新築に伴う備品購入費2,169万3,000円の皆減と、総合行政システムクラウド化に伴うシステム利用手数料899万9,000円及び救助資機材の整備829万9,000円の増、公衆用無線LAN整備事業745万2,000円の皆増などであります。

主な内容は、賃金4,631万円、需用費1億2,090万7,000円、役務費6,441万3,000円、委託料3億1,203万6,000円であります。

(3) 維持補修費は5,844万2,000円で、総額の1.4%を占め、前年度当初より855万9,000円、17.2%の増であります。

この主な要因は、道路維持一般経費534万7,000円及び住宅一般経費107万1,000円の増などであります。

(4) 扶助費は6億5,444万3,000円で、総額の16.1%を占めており、前年度当初より1,724万円、2.6%の減であります。

この主な要因は、生活保護事業1,191万5,000円及び更生医療事業で451万2,000円の減などであります。

主な内容は、障害者福祉サービス給付事業2億4,252万7,000円、医療福祉助成事業2,055万9,000円、老人福祉施設措置費6,663万1,000円、生活保護事業2億5,441万4,000円、児童手当2,308万円、児童扶養手当1,490万9,000円であります。

(5) 補助費等は4億5,792万2,000円で、総額の11.2%を占め、前年度当初より1,627万3,000円、3.7%の増であります。

この主な要因は、臨時福祉給付金給付事業1,725万円の皆減と、中・北空知地域ごみ処理広域化事業2,175万1,000円及び観光施設活性化推進事業1,234万8,000円の増などであります。

補助費等の内訳は、負担金・寄附金3億1,431万3,000円、補助・交付金1億1,351万4,000円、その他(報償費等を含む)3,009万5,000円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料、13ページ、第5表、各会計負担金補助及び交付金調に記載しております。

(6) 普通建設事業費は3億109万9,000円で、総額の7.4%を占め、前年度当初より3億2,763万7,000円、52.1%の減であります。

この主な要因は、認定こども園整備事業3億8,619万5,000円の皆減と、デイサービスセンター改修事業2,206万4,000円及びコミュニティセンター改修事業2,692万3,000円の増などであります。

補助事業は7,180万8,000円で、主なものは、補助小規模治山1,100万円、橋梁改修(設計委託含む)750万円、改良住宅解体除却2,033万7,000円、改良住宅屋根改修3,045万6,000円、市営住宅解体除却250万6,000円。

単独事業は2億2,929万1,000円で、主なものは、ウタシュナイ線道路改良舗装501万2,000円、中村8号線道路等改良舗装1,319万8,000円、第2分団詰所訓練場

舗装938万6,000円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料、22ページ、第6表、各会計事業費調に記載しております。

(7) 災害復旧事業費は31万円で、応急対策費及び一般災害復旧費を計上しております。

(8) 公債費は4億4,391万8,000円で、総額の10.9%を占め、前年度当初より5,690万7,000円、11.4%の減であります。

内訳は、一般債元利償還金4億4,391万7,000円、一時借入金利子1,000円であります。

(9) 積立金は538万1,000円で、前年度当初より18万8,000円、3.4%の減であります。

明細につきましては、各会計予算資料、26ページ、第7表、積立金調に記載しております。

(10) 投資及び出資金は1,002万円で、前年度と同額であります。

明細につきましては、各会計予算資料、26ページ、第8表、投資及び出資金調に記載しております。

(11) 貸付金は3,096万円で、前年度当初より24万円、0.8%の減であります。

明細につきましては、各会計予算資料27ページ、第9表、貸付金調に記載しております。

(12) 繰出金は5億3,075万7,000円で、総額の13.0%を占め、前年度当初より189万6,000円、0.4%の増であり、この主な要因は、国民健康保険特別会計繰出金629万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金163万6,000円の増、市営公共下水道特別会計繰出金615万3,000円の減などであります。

明細につきましては、各会計予算資料27ページ、第10表、繰出金調に記載しております。

(13) 予備費は1,369万7,000円を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わりました。次に、歳入につきまして、各会計予算資料、1ページ、第1表、各会計歳入歳出前年度款別対比表により御説明いたします。

(1) 自主財源である市税は1億9,339万6,000円で、総額の4.7%を占め、前年度当初より859万5,000円、4.3%の減であります。

明細につきましては、各会計予算資料、7ページ、第2表、市税予算前年度対比表に記載しておりますが、主な内訳として、市民税は1億345万9,000円で、前年度当初より24万3,000円、0.2%の減であります。

個人市民税は、人口減少などに伴い8,815万2,000円で、前年度当初より171万4,000円、1.9%の減であり、法人市民税は、各事業所の申告額増加などにより147万1,000円の増であります。

固定資産税は5,497万8,000円で、前年度当初より513万2,000円、8.5%の減であり、この主な要因は、家屋が246万3,000円の減、償却資産が227万6,000円の減などであります。

軽自動車税は698万3,000円で、前年度当初より22万9,000円、3.4%の増であり、この主な要因は、経年車重課車両の増などあります。

市たばこ税は1,845万6,000円で、前年度当初より329万7,000円、15.2%の減であり、この主な要因は、申告本数の減少であります。

入湯税は742万円で、前年度当初より15万2,000円、2.0%の減であり、この主な

要因は、日帰り入湯客数の減少であります。

(2) 地方譲与税は1,900万円で、前年度と同額であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(3) 利子割交付金は40万円で、前年度当初より17万円の増であります。

(4) 配当割交付金は45万円で、前年度当初より32万円、41.6%の減であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(5) 株式等譲渡所得割交付金は26万円で、前年度当初より38万円、59.4%の減であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(6) 地方消費税交付金は6,150万円で、前年度当初より580万円、8.6%の減となっております。

(7) 自動車取得税交付金は420万円で、前年度当初より110万円、35.5%の増であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(8) 地方特例交付金は12万円で、前年度当初より2万円の減であります。

(9) 地方交付税は24億円で、総額の58.8%を占め、前年度当初より6,000万円、2.4%の減となっております。内訳は、普通交付税が17億7,000万円で、前年度当初より6,000万円、3.3%の減、特別交付税は6億3,000万円で、前年度と同額であり、地方財政計画や交付実績等を勘案して計上したものであります。

(10) 交通安全対策特別交付金は1,000円で、科目設置のため計上しております。

(11) 分担金及び負担金は3,261万5,000円で、前年度当初より298万円、10.1%の増であり、この主な要因は、保育所保育料196万6,000円の減、入所者数の増加に伴う老人福祉施設入所負担金520万円の増などであります。

内訳は、老人福祉費負担金278万1,000円、老人福祉施設入所負担金2,970万4,000円、児童福祉費負担金13万円であります。

(12) 使用料及び手数料は2億1,005万7,000円で、総額の5.1%を占め、前年度当初より1,305万7,000円、5.9%の減であり、この主な要因は、人口減少に伴う住宅使用料1,129万6000円の減などであります。

主なものは、職員宿舍使用料102万3,000円、誘致企業向け住宅使用料216万円、住宅使用料1億8,782万6,000円、駐車場使用料331万5,000円、戸籍・住民・証明等手数料285万9,000円、ごみ処理手数料1,082万5,000円、し尿等処理手数料113万円であります。

(13) 国庫支出金は4億334万8,000円で、総額の9.9%を占め、前年度当初より3,557万9,000円、8.1%の減であります。

この主な要因は、臨時福祉給付金給付事業費補助金1,855万円の皆減と、市営住宅事業費交付金1,355万4,000円、生活保護費負担金893万6,000円の減などであります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金1億2,197万5,000円、生活保護費負担金1億9,065万7,000円、児童手当負担金1,582万1,000円、児童扶養手当負担金496万9,000円。

補助金の主なものは、住宅地区改良事業費交付金2,536万7,000円、社会資本整備総合交付金1,800万7,000円。

委託金の主なものは、社会福祉費委託金138万3,000円であります。

(14) 道支出金は1億4,104万8,000円で、前年度当初より55万4,000円、

0.4%の増であります。

この主な要因は、北海道知事・道議会議員選挙費委託金310万円の皆減と、障害者医療費負担金112万8,000円の減などであります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金6,098万7,000円、生活保護費負担金1,278万円、保険基盤安定等負担金2,738万4,000円、児童手当負担金362万6,000円。

補助金の主なものは、身障者福祉費補助金634万1,000円、治山事業費補助金550万円。

委託金の主なものは、徴税费委託金427万8,000円、駐車公園清掃業務委託金458万円。

交付金の主なものは、権限移譲事務費交付金20万8,000円であります。

(15) 財産収入は1,207万8,000円で、前年度当初より64万4,000円、5.6%の増であり、この主な要因は、土地貸付収入、管財34万3,000円の減と、土地売払収入115万9,000円の増などあります。

主なものは、土地貸付収入526万円、建物貸付収入129万1,000円、土地売払収入550万5,000円であります。

(16) 寄附金は400万2,000円で、前年度と同額であります。

(17) 繰入金は2億3,929万2,000円で、前年度当初より1,574万4,000円、7.0%の増で、この主な要因は、財政調整基金繰入金1億1,000万円の減と、公共施設等整備基金繰入金1億2,000万円、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金571万1,000円の増などあります。

内訳は、財政調整基金繰入金7,000万円、歌志内ふるさと応援基金繰入金400万円、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金4,324万2,000円、敷金基金繰入金205万円です。

(18) 繰越金は2,400万円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(19) 諸収入は2億823万3,000円で、総額の5.1%を占め、前年度当初より295万9,000円、1.4%の増であり、この主な要因は、介護サービス収入232万6,000円、包括的支援事業費収入1,070万円の増と、中・北空知廃棄物処理広域連合焼却灰処理負担金705万4,000円の減などあります。

主なものは、貸付金元利収入3,042万7,000円、うち中小企業振興保証融資貸付金元金収入3,000万円、介護サービス収入4,206万円、地域支援事業収入6,169万円、雑入6,661万8,000円、うち、学校給食費保護者納入金837万3,000円、中空知広域水道企業団負担金750万6,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金4,054万9,000円です。

(20) 市債は1億2,600万円で、総額の3.1%を占め、前年度当初より2億7,840万円、68.8%の減であり、この主な要因は、認定こども園整備事業債2億7,020万円の皆減などです。

市債区分は、総務債、過疎地域自立促進特別事業債1,240万円、土木債、中村地区道路改良工事債1,450万円、消防債、公衆無線LAN環境整備債250万円、全国瞬時警報システム整備事業債370万円、教育債、コミュニティセンター暖房設備整備事業債1,490万円、臨時財政対策債、臨時財政対策債7,800万円です。

3、次に、市営公共下水道特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は2億8,840万円で、前年度当初に比べ1,100万円、3.7%の減であり、この主な要因は、公債費償還金の減であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は865万4,000円、物件費は3万6,000円、補助費等は3,398万8,000円であります。

普通建設事業費は2,976万5,000円で、調査設計委託料650万円や、雨水浸水対策923万9,000円、公共下水道事業、単独分284万円のほか、石狩川流域下水道中部処理区建設事業負担金として374万2,000円を計上しております。

公債費は2億1,578万1,000円で、総額の74.8%を占めており、予備費は17万6,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

分担金及び負担金は、公共下水道事業費受益者負担金5万3,000円。

使用料及び手数料は、下水道使用料7,632万円で、総額の26.4%を占め、前年度当初より160万円、2.1%の増であり、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金1,000万円であります。

繰入金は、一般会計繰入金1億9,232万5,000円で、総額の66.7%を占め、前年度当初より615万3,000円、3.1%の減であり、諸収入は2,000円を計上しております。

市債は970万円で、総額の3.4%を占め、前年度当初より900万円、48.1%の減であります。

内訳は、流域下水道事業債320万円、資本費平準化債650万円であります。

4、次に、市営神威岳観光特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は2,400万円で、前年度当初に比べ500万円、26.3%の増であり、この主な要因は、普通建設事業費の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

物件費は957万5,000円、維持補修費は60万円、補助費等は5万7,000円であります。

普通建設事業費は1,083万4,000円で、前年度当初より447万1,000円、70.3%の増であり、この主な要因は、受水設備更新557万3,000円の皆増、窓枠改修367万2,000円の増と、ろ過器整備428万8,000円の皆減などであります。

公債費は272万7,000円で、前年度当初と同額で、予備費は20万7,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

繰入金は、一般会計繰入金2,400万円で、前年度当初より500万円、26.3%の増であります。

5、次に、国民健康保険特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は1億1,500万円で、前年度当初に比べ5,620万円、32.8%の減であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は871万2,000円、物件費は140万4,000円あります。

補助費等は1億387万5,000円で、総額の90.3%を占めており、この主な内容は、医療費、後期高齢者支援金等の空知中部広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、予備費100万8,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

国民健康保険税は4,346万6,000円で、総額の37.8%を占めており、これは国民健康保険に要する費用に充てるための医療給付費分3,262万9,000円、後期高齢者医療制度の財源を支援する後期高齢者支援金分859万円及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための第2号被保険者の属する世帯に賦課する介護納付金分224万7,000円であります。

繰入金は6,942万4,000円で、総額の60.4%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、財政安定化支援事業分及び広域連合共通経費分等であります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は210万9,000円で、総額の1.8%を占めており、前年度当初より3,362万3,000円の減で、財政調整分の減によるものであります。

6、次に、後期高齢者医療特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は8,510万円で、前年度当初に比べ230万円、2.8%の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は826万6,000円、物件費は112万7,000円であります。

補助費等は7,553万3,000円で、総額の88.8%を占めており、この主な内容は、保険料、人件費等の北海道後期高齢者医療広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、予備費17万3,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

広域連合が決定する保険料を75歳以上の被保険者から徴収する後期高齢者医療保険料は5,074万3,000円で、総額の59.6%を占めております。

国庫支出金49万7,000円は、システム改修事業に対する補助金で、繰入金は3,345万3,000円で、総額の39.3%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、広域連合共通経費分などあります。

諸収入は40万7,000円を計上しております。

7、次に、病院事業会計につきまして御説明いたします。

初めに、予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

本年度の年間患者数は3万2,680人で、内訳は、入院患者数が1万8,980人、外来患者数が1万3,700人あります。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は6億1,681万7,000円、支出予定額は6億2,399万2,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では、医業収益3億9,957万7,000円、医業外収益2億1,724万円を計上いたしました。

一方、支出では、医業費用6億1,713万4,000円、医業外費用665万8,000円、特別損失10万円、予備費10万円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は7,900万6,000円で、この内訳は、企業債6,310万円、出資金1,584万2,000円、他会計繰入金6万4,000円あります。

支出予定額は8,999万9,000円で、この内訳は、建設改良費6,331万9,000円、企業債償還金2,668万円あります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,099万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末における資産の総額は10億541万6,000円であり、負債は5億742万2,000円、資本は4億9,799万4,000円で、負債資本の合計は10億541万6,000円であります。

予定キャッシュフロー計算書につきましては、業務活動では3,863万円の増額、投資活動では4,397万1,000円の減額、財務活動では3,645万6,000円の増額となり、資金増減額は総額で3,111万5,000円の増額となる予定であります。

資金期首残高は4億1,481万2,000円と見込んでおりますので、資金期末残高は4億4,592万7,000円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算から1,530万5,000円の純損失が予定され、平成29年度末における累積欠損金が8億3,336万6,000円見込まれますので、平成30度末における累積欠損金は8億4,867万1,000円になる予定であり、本年度も一層厳しい病院事業の経営となります。

以上、平成30年度における各会計の歳入歳出の概要を申し上げましたが、御提案いたしました予算案につきまして、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第20号より議案第25号まで一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号より議案第25号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号より議案第25号までは、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時50分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 酒 井 雅 勝

署名議員 本 田 加 津 子